

令和2年11月27日

関係県内経済団体の長 様

千葉県商工労働部雇用労働課長

(公印省略)

雇用調整助成金の特例措置等の延長等について (通知)

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、下記のとおり特例措置の延長等が行われることとなりました。

現在、事業活動を取り巻く環境は大変厳しい状況ではありますが、各企業における事業活動の継続や労働者の雇用の維持・確保を図るため、各種助成金・支援金・給付金の積極的な活用について、改めて貴団体の各会員の皆さまに広く周知くださるようお願いいたします。

記

1 雇用調整助成金の特例措置等の延長について

令和2年12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」という。）については、令和3年2月末まで延長されることとなりました。

そのうえで、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていくこととなります。

2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給要件の見直しについて

今後、本助成金の支給要件のうち、令和2年12月末までとなっている、事業主が対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周知する期限について、令和3年1月末まで延長される予定です。詳細については、あらためて公表されるので、公表が確認でき次第、ただちに通知いたします。

なお、令和3年1月末までとなっている、対象となる休暇の取得期限については、変更はないことを申し添えます。

3 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について

現在、令和2年12月末までの間に取得した休暇等について支援を行っていますが、今後、対象となる休暇取得の期間が令和3年2月末まで延長される予定です。

なお、詳細については、あらためて公表されるので、公表が確認でき次第、ただちに通知いたします。

問合せ先

千葉県商工労働部雇用労働課

電話 043-223-2767

詳しくは、以下にお問合せください。

- ・雇用調整助成金

千葉労働局職業安定部職業対策課事業所給付係

電話 043-221-4393

- ・母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

小学校休業等対応助成金・支援金

千葉労働局雇用環境・均等室

電話 043-306-1860